

# 令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年12月25日現在

災害時の住家被害の程度  
(損害割合)

**全壊**  
(50%以上)

**大規模半壊**  
(40%以上50%未満)

**半壊**  
(20%以上40%未満)

**一部損壊 (準半壊)**  
(10%以上20%未満)

**一部損壊**  
(10%未満)

対象：当面の日常生活が営み得ない、自らの資力をもってしては応急修理ができない方

全壊しても修理して  
住み続ける場合対象  
最大59.5万円分

最大59.5万円分

最大30万円分

対象外

民間賃貸住宅  
借上げ制度  
併用不可

※ 災害救助法が適用された55市町村における住家に限ります。  
 ※ 市町村が発注し応急修理を実施します。自ら契約し支払いが完了した修理は対象外となります。  
 ※ 借家にお住まいの方は、所有者が修理を行えない場合は対象となる可能性があります。

住宅補修・再建等支援メニュー

応急修理

被災者生活再建支援

基礎支援金  
発災後  
13ヶ月以内に申請

100万円  
単身世帯  
75万円

50万円  
単身世帯  
37.5万円

※ やむを得ない事情で解体しなければならない場合のみ **全壊と同様**に扱います。

【被災者生活支援特別給付金について】  
被災者生活再建支援制度の対象とならない「半壊世帯」及び「半壊に至らない床上浸水世帯」を対象に、県から1世帯あたり10万円を給付します。

例) ・敷地修復のために解体せざるを得ない  
・修繕費が著しく高額となる場合 等

+

※ 公営住宅(民間借上げ住宅を含む)に入居している間は、**加算支援金の対象外**です。

加算支援金  
再建方法に  
応じた支援  
発災後  
37ヶ月以内に  
契約し申請

新たに住宅を  
建設・購入  
200万円  
単身世帯  
150万円

元の住宅を  
補修  
100万円  
単身世帯  
75万円

賃借  
(民間)  
50万円  
単身世帯  
37.5万円

【加算支援金について】  
一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(補修)場合は、  
・賃借時に50万円(単身世帯には37.5万円)  
・建設・購入(補修)時に差額の150(50)万円(単身世帯は112.5(37.5)万円)を支給します。

【お問い合わせ】  
各市町村の窓口へご相談ください。

# 令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年12月6日現在

## 災害時の住家被害の程度

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊(準半壊)、床上浸水他

対象：自らの資力で住宅を得ることができない、継続的な居住が困難な方

### 【使用料】

- ・住宅・駐車場の使用料は免除
- ・退去の際の修繕費用は免除（使用者の故意または過失による毀損等は除く）
- ・光熱水費、公益費、リース料、自治会費は使用者の負担

### 【住まい・駐車場】

- ・県や市町村のホームページをご確認ください。
- ・駐車場は住宅の提供と併せ、1区画分

### 【対象者】

- ①住宅確保ができない
- ②応急修理制度を利用していない

### 【対象者】

- ①土砂・流木等の流入により居住できない（※1）
- ②住宅確保ができない
- ③応急修理制度を利用していない

### 1ヶ月以上住居に居住できないと市町村長が認める場合

- ・二次災害により住宅に被害が起こる恐れがある
- ・ライフラインが途絶
- ・地滑り等により避難指示を受けている 等

### 【対象者】

- ①住宅確保ができない
- ②応急修理制度を利用していない

### 【借上げ対象住宅とは】

- ・県が借り上げ、提供することに貸主が同意した住宅
- ・①昭和56年以降建設された住宅 ②耐震診断、耐震改修等で安全性が確認された住宅
- ・家賃が6万円以下/1ヶ月（対象世帯が5名(乳幼児除く)以上は9万円以下/1ヶ月）

### 【費用について】

- (入居者負担)
- ・光熱水費/管理費\*/共益費\*/駐車場費\*/自治会費
  - 家賃+※の合計額（駐車場は1台分）が家賃上限額を超えない場合は、県が負担。
  - ・入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用
- (県負担)
- ・家賃/礼金(家賃の1ヶ月分を限度)/仲介料(家賃の0.55ヶ月分を限度)/退去修繕負担(家賃の2ヶ月分)/入居時鍵交換費用
  - ・なお、損害保険料（家財保険は除く）は県が一括加入

※1 修理等で一時的に居住できない場合も含む。

令和元年10月12日以降、市町村の受付期間終了までに、既に自己契約して民間賃貸住宅に入居している方で、借上げ対象住宅や費用負担の要件を満たす場合は、県や市町村にご相談ください。

### 【お問い合わせ】

各市町村の窓口へご相談ください。

公営住宅

市町村営住宅  
県営住宅  
復興公営住宅  
震災応急仮設住宅 等  
一時入居  
原則  
3ヶ月入居  
※詳細情報は各自治体HPへ

民間賃貸住宅借上げ

民間賃貸住宅借上げ

原則  
1年間の供与

令和元年10月12日  
(被災時)に災害  
救助法が適用され  
た市町村に居住し  
ていること。

応急修理制度  
併用不可

住居の提供支援メニュー

# 令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年12月6日現在

現在の状況

- ・被災した住宅で生活している方
- ・避難所等で生活している方（避難所その他、親戚や友人宅等に一時避難している方も含む）

住宅の状況

全壊 ※1

大規模半壊 ※1

半壊

床上浸水他

被害が大きく修理できない（又は長期にわたり住居に居住できない）

被害を受けているが、修理すれば居住可能

一部損壊（準半壊）

住宅支援

民間賃貸住宅借上げ制度  
（原則1年間の供与）

公営住宅（市・県）一時入居  
（原則3ヶ月）

※公営住宅の一時入居については、床上浸水も可。

応急修理制度  
最大：59.5万円  
（準半壊：最大30万円）

注意！「応急修理制度」と「民間賃貸借上げ制度」の併用不可

自宅の再建

※1 「全壊」「大規模半壊」については、「被災者生活再建支援制度」も該当します。

※2 「大規模半壊」「半壊」で応急修理制度を利用せず、被災した住宅が修理などで一時的に居住できない場合には借上げ制度を利用できる場合があります。

※3 各種支援制度には申込期限がありますので、詳しくは各市町村の窓口へ御相談ください。

【お問い合わせ】

各市町村の窓口へご相談ください。